

2014年3月7日

しいたけ等特用林産振興議員連盟
会長 中曾根 弘文 様

NPO 法人 特定非営利活動法人
食品と暮らしの安全基金
代表 小若 順一
埼玉県さいたま市中央区本町東 2-14-18
TEL:048-851-1212 FAX:048-851-1214

学校給食の国産しいたけに関する要望書

私たちは、ウクライナで2012年から低線量被ばくの健康への影響を調査し、放射能の摂取量を減らす食事改善プロジェクトで、頭痛、足痛、鼻血、めまい等の症状が多数出ていることを見つけた市民団体です。

私たちの調査が他と違うのは、痛みのある人の食事を、放射能の少ない食事に変え、痛みが10~12カ月後に改善することを実証した点です。

放射能汚染が群馬県と同レベルのビッグニ村では、頭痛と足痛のある16人が、キノコ、川魚、ベリー類を食べないようにすると、全員の痛みが改善しました。

さいたま市より汚染レベルが低いコヴァリン村では、キノコ、川魚を食べないようにすると、頭痛は33人中32人が改善し、足痛は29人全員が改善しました。

食事1kg中に1.1ベクレルのセシウム137があると頭痛が発生したことと、どのように劇的に改善したかは、同封『放射能被害の新事実』で報告しております。貴議員連盟の議員数をお知らせくだされば、その冊数を差し上げます。

なお、この事実は、昨年6月に第8回アジア太平洋臨床栄養学会に招待され、講演しております。

私が衝撃を受けたのは、「原木しいたけ等の再生回復に関する緊急申入れ」によって、昨年12月と今年2月に文科省より、学校給食のしいたけ使用を自粛しないよう事務連絡が出ていたことです。

現行の100 Bq/kg規制が正しいなら、国産しいたけを守ろうという申し入れはまったく正しい内容です。

しかし、セシウム137が1.1Bq/kgの食事で健康被害が出るとわかったのですから、この水準を大きく超えるしいたけがあるにもかかわらず、学校給食に用いさせることは、日本の子どもの健康を損ねることになります。

ウクライナでは、極低線量の地域でも、健康状態の非常に悪い人が、恐ろしいほど多いのです。

そこで、しいたけ等特用林産振興議員連盟に要望いたします。

各議員に、この情報を伝えて、「緊急申入れ」を取り下げ、1.1Bq/kgを超えるしいたけの出荷を自主規制し、国産しいたけが本当に健康に良い食べものになるように放射能レベルを大きく下げる措置を取ってください。